

知っていますか、あなたと子どもを守ってくれる権利のこと

～ マタニティハラスメント や パタニティハラスメント のない社会へ ～

マタニティハラスメント(マタハラ)

働く女性が職場で妊娠・出産等を理由に解雇や雇止め等の不利益を受けたり、精神的・肉体的な嫌がらせなどを受けること

パタニティハラスメント(パタハラ)

働く男性が育児休業や育児のための短時間勤務など育児に参画することを妨げられること

● 次のようなことは男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています ●

産休に入ると、出勤できなくなるから、契約は今回で終了です。



妊娠して身体もキツイだろうし、子どもが生まれてからも色々大変だね。正社員は、無理じゃない？パートになってもらうよ。



子どもがいると休みが多くなるし、責任ある仕事はさせられないよ。役職は、はすれってもらうよ。



育休取るの自由だけど、その後の昇進にひびくよ？母親が休めばいいんじゃないの？



こんなことで困ったらまず相談を！！



電話相談専用 東京都ろうどう110番 0570-00-6110

TOKYOはたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

●詳細は労働相談情報センター・各事務所へお問い合わせください
飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110
亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110

東京都産業労働局